

節供と云べくは此月日なるべしと記し同書に或は元日を除きて七日を加へ七夕を除き亥日を加へ又は十一月十一日を加へて六度とするは當らざる由を論せりされども近來七日を五季の一とするもの多し若菜の祝ひの事いにしへは上の子の日を用ひて七日と定らず宇多天皇寛平八年閏正月六日子日の宴ありし事扶桑略記に見え萱家文章に此時扈從せられし事を記して倚松根以摩腰和菜羹而嚼口とある子日の證とすべしたま〜七日に設けしは延暦十一年なり天曆四年二月廿九日にも若菜を奉りし事あり唯禁中古來より七日の大儀は白馬の節會にて小陽の日陽獸を御覽ある由縁なり立春に若水飲み子の日に若菜を喫するがごとき皆新年に齡を延る祝賀の一事なりしを中古に至りたま〜人日にあたれるより因循し又荆楚歲時記に正月七日爲人日以七種菜爲羹といふ説によりて遂に七日の事と定まりしならん武家に於ては白馬の節なければ只中古の例によりて七種の菜羹を祝ふまでにて節日といふにはあらず元和二年正月この祝ひの舊儀を搢紳家に尋ね給ひし時諸家より記し進らす所の當ならざるにより只世俗の流例にえたがひて定め給へり此時一條家にては人日の説を主として五節供のはじめなるよし記し出されたる杜撰といふべしこれらの説に雷同せしか寛文十一年の柳營年中行事及び諸記録に多く五節供の一とするは誤なり殿中七日儀式を考ふるに上巳端午のごとき盛禮にあらず令條に年始五節供とあるは歳首の大儀は規模盛大にして餘日に比准しがたきによりことさらに提記したるを世人やもすれば五の字に泥みて七日を加へ或は八朔を其一とするものあり故に今八朔の來由を考ふるす因みに聊筆記して五佳節の一は正月三元なる事を辨す○中略

天保癸巳季冬上齋

安藤熟之述

〔年中行事秘抄正月〕十五日主水司獻御粥事付女房